29

公募公告

次のとおり公募に付します。

平成26年2月13日

契約担当職
独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部長　　深見　正仁

公告番号　　29

1．公募に付する事項

(1)　契約件名 平成26年度 原子力災害対策本部における防災通信システムの保守

（調達概要）
原子力災害対策本部に整備した防災通信システムの保守、システムの点検を実施するとともに、障害対応を実施する。

(2)　契約内容
別途交付する公募説明資料に記載

(3)　公募説明資料の交付場所
東京都港区虎ノ門４－１－２８（虎ノ門タワーズオフィス２１階）
独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部　契約グループ　（内線：２６９）
及びホームページ

(4)　実施期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日

(5)　納入場所
仕様書による

2．公募に参加する者に必要な資格

(1)　契約事務取扱要領第６条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成２５・２６・２７年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(3) 4．(1)の適合証明書の技術審査において合格した者であること。

(4)　当機構から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

3．参加意思表明書等の受領期限及び提出場所

(1)　この公募に参加する者は、参加意思表明書及び適合証明書を作成し、受領期限内に正１部、副１部を提出しなければならない。

このうち適合証明書については、独立行政法人原子力安全基盤機構の交付する仕様書等に基づき作成しなければならない。また、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2)　この公募に参加する者は、２．(2)を証明する資格審査決定通知の写しを受領期限内に２部提出しなければならない。

(3)　受領期限及び提出場所

平成26年3月3日　(月)　12時

〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門４－１－２８(虎ノ門タワーズオフィス１３階)
独立行政法人原子力安全基盤機構　緊急事態対策部　防災システムグループ
担当：中村　郁
電話：０３－４５１１－１６１２

4．公募に参加する者及び契約相手先の決定方法

(1)　本件公募に参加する者は、参加意思表明書等のうちの適合証明書について、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う技術審査に合格した者とする。

なお、技術審査に合格し、公募に参加する者に必要な資格を満たすと認められる者が複数者いる場合は、競争入札による契約手続きを、また、１者であった場合は、その者との随意契約による手続きを予定している。

(2)　技術審査結果は、(1)に記載の契約手続きの方法と合わせて別途参加意思表明書を提出した者に通知する。

5．契約条項等を示す場所等

(1)　契約条項等を示す場所及び問合せ場所

①　公募説明資料の交付期間

平成26年2月13日　～　平成26年3月3日

②　公募説明会の日時及び場所

省略

③　契約条項を示す場所及び問合せ先

〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門４－１－２８(虎ノ門タワーズオフィス２１階)
独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部　契約グループ
担当：原山　隆
電話：０３－４５１１－１２７５

(2)　入札及び開札の日時及び場所

別途交付する公募説明資料に記載。

6．その他

(1)　入札保証金及び契約保証金

全額免除

(2)　入札等の無効

本公告に示した公募参加資格のない者による入札等及び入札に関する条件に違反した入札

(3)　契約書作成の要否

要

(4)　公募結果及び契約に係る情報の公表

① 公募結果

契約者の商号又は名称、契約価格については、独立行政法人原子力安全基盤機構ＨＰにおいて公表するものとする。

② 契約に係る情報の公表

契約者が独立行政法人原子力安全基盤機構ＨＰに掲載する「契約に係る情報の公表について」

http://www.jnes.go.jp/content/000118963.pdf
の要件（契約者への再就職状況、取引高）に該当する場合には同ＨＰに公表するものとする。

(5)　詳細は公募説明資料による。

(6)　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う法律（平成25年法律第82号）の施行された場合、本契約に係る一切の業務（公告、開札、契約締結等）は、原子力規制委員会が承継するものとする。

公告番号：

公募説明資料

契約件名
平成26年度 原子力災害対策本部における防災通信システムの保守

◉添付書類

- 公募説明書
- 仕様書（引合仕様書、一般仕様書、技術仕様書）
- 参加意思表明書等（参加意思表明書様式１、適合証明書様式２）

◉その他参考資料（添付省略。独立行政法人原子力安全基盤機構ホームページの調達情報に掲載しておりますが、ご要望に応じお渡しします）

- 契約事務取扱要領
- 入札心得

平成26年2月

独立行政法人原子力安全基盤機構

公募説明書

独立行政法人原子力安全基盤機構

独立行政法人原子力安全基盤機構の調達契約に係る公募公告（　　平成26年2月13日付け公告）に基づく公募については、関係法令及び独立行政法人原子力安全基盤機構入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

１．公募に付する事項

(1)　契約名称

平成26年度 原子力災害対策本部における防災通信システムの保守

(2)　契約内容

引合仕様書等による。

(3)　実施期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

(4)　納入場所

仕様書による

２．公募に参加する者に必要な資格

(1)　契約事務取扱要領第６条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成２５・２６・２７年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(3)　４．(1)の適合証明書の技術審査において合格した者であること。

(4)　当機構から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

３．公募説明会の日時及び場所

省略

４．参加意思表明書等の受領期限及び提出場所

(1)　この公募に参加する者は、参加意思表明書及び適合証明書を作成し、受領期限内に正１部、副１部を提出しなければならない。

このうち適合証明書については、独立行政法人原子力安全基盤機構の交付する仕様書等に基づき作成しなければならない。また、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2)　この公募に参加する者は、２．(2)を証明する資格審査決定通知の写しを受領期限内に２部提出しなければならない。

(3)　受領期限及び提出場所

平成26年3月3日　（月）　12時

〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門４－１－２８（虎ノ門タワーズオフィス１３階）
独立行政法人原子力安全基盤機構　緊急事態対策部　防災システムグループ

担当：中村　郁
電話：０３－４５１１－１６１２

５．公募に参加する者及び契約相手先の決定方法

(1)　本件公募に参加する者は、参加意思表明書等のうちの適合証明書について、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う技術審査に合格した者とする。

なお、技術審査に合格し、公募に参加する者に必要な資格を満たすと認められる者が複数者いる場合は、競争入札による契約手続きを、また、１者であった場合は、その者との随意契約による手続きを予定している。

(2)　技術審査結果は、(1)に記載の契約手続きの方法と合わせて別途参加意思表明書を提出した者に通知する。

Ⅰ　技術審査の合格者が複数者の場合は、これらの者による競争入札を行う。

１．入札及び開札の日時及び場所

平成26年3月19日（水）　10時30分

〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門４－１－２８（虎ノ門タワーズオフィス２２階）

独立行政法人原子力安全基盤機構 ２２階入札室

開札は入札終了後、直ちに行う。落札しなかった場合は、再度入札を直ちに実施する。（再度入札回数を制限する場合がある。）

競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

２．入札方法

① 入札金額は、一切の諸経費を含む総価とすること。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

３．開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。

ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

４．入札の無効

公募公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

５．落札者の決定方法

契約事務取扱要領第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

６．入札保証金

全額免除

７．その他事項は、独立行政法人原子力安全基盤機構入札心得の定めにより実施する。

Ⅱ　技術審査の合格者が１者である場合は、その者と随意契約による手続きを開始する。

１．見積書の提出期限及び場所

平成26年3月19日（水）　１２時

〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門４－１－２８（虎ノ門タワーズオフィス）
独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部契約グループ　原山

２．見積り方法

① 入札金額は、一切の諸経費を含む総価とする。

② 契約金額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、見積書の提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

３．随意契約の相手方の決定方法

契約事務取扱要領第２７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であって有効な見積書を提出した者を随意契約の相手方とする。

Ⅲ　契約相手方決定後の扱い

１．契約保証金

全額免除

２．契約書作成の要否

要

３．支払の条件

業務終了後、適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末日まで払い

４．契約書手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

５．契約担当職の氏名並びにその所属する部所の名称及び所在地

契約担当職　　独立行政法人原子力安全基盤機構　　総務部長　深見　正仁
〒１０５－０００１　東京都港区虎ノ門４－１－２８

Ⅳ　公募結果及び契約に係る情報の公表

1. 公募結果

契約者の商号又は名称、契約価格については、独立行政法人原子力安全基盤機構ＨＰにおいて公表するものとする。

2. 契約に係る情報の公表

契約者が独立行政法人原子力安全基盤機構ＨＰに掲載する「契約に係る情報の公表につい
http://www.jnes.go.jp/content/000118963.pdf
の要件（契約者への再就職状況、取引高）に該当する場合には同ＨＰに公表するものとする。

Ⅴ　その他

(1)　参加意思表明書を提出した者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の負担において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2)　この公募に関しご質問がある場合は、平成２６年２月２７日（木）１２時までに下記担当あて、下記方法（E-mail、電話又はＦＡＸ）にてご連絡願います。

①　契約に関する事項

独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部　契約グループ

〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門４－１－２８(虎ノ門タワーズオフィス２１階)
担　当　原山　隆
E-mail　harayama-takashi@jnes.go.jp
電　話　０３－４５１１－１２７５
ＦＡＸ　０３－４５１１－１２９８

② 仕様書・適合証明書の内容に関する事項
独立行政法人原子力安全基盤機構　緊急事態対策部　防災システムグループ
〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門４－１－２８(虎ノ門タワーズオフィス１３階)
担　当　中村　郁
E-mail nakamura-kaoru@jnes.go.jp
電　話　０３－４５１１－１６１２
ＦＡＸ　０３－４５１１－１６９８

③ 参加意思表明書及び適合証明書の受理並びに審査結果の通知に関する事項
独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部　契約グループ
〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門４－１－２８(虎ノ門タワーズオフィス２１階)
担　当　原山　隆
E-mail　harayama-takashi@jnes.go.jp
電　話　０３－４５１１－１２７５
ＦＡＸ　０３－４５１１－１２９８

(3)　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う法律（平成25年法律第82号）の施行された場合、本契約に係る一切の業務（公告、開札、契約締結等）は、原子力規制委員会が承継するものとする。

入札書及び委任状について

1．代表者等契約権限のある者が入札する場合

「代表者等契約権限のある者が入札する場合の書式」の住所、商号又は名称、代表者等氏名をご記入の上、押印し、入札金額をご記入（消費税額等を除いた額）し、入札してください。

2．代理人が入札する場合

契約権限のある者の委任状が必要となりますので、様式による委任状をご用意ください。

また、「代理人が入札する場合の書式」の住所、商号又は名称、代理人氏名をご記入の上、委任状で届出た代理人の使用印を押印し、入札金額をご記入（消費税額等を除いた額）し、入札してください。

（代表者等契約権限のある者が入札する場合の書式）

平成　　年　　月　　日

契約担当職
独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部長殿

所在地

商号又は名称　　㊞

代表者等氏名　　㊞

入　札　書

入札金額　（総価）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿－　（税抜）

入札事項　「平成26年度 原子力災害対策本部における防災通信システムの保守」に係る業務の契約条項及び貴機構の入札心得を承知の上、入札いたします。

（代理人が入札する場合の書式）

平成　　年　　月　　日

契約担当職
独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部長殿

所在地

商号又は名称

代理人氏名　　㊞

入　札　書

入札金額　（総価）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿－　（税抜）

入札事項　「平成26年度 原子力災害対策本部における防災通信システムの保守」に係る業務の契約条項及び貴機構の入札心得を承知の上、入札いたします。

委　任　状

平成　　年　　月　　日

契約担当職
独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部長殿

所在地

商号又は名称　　㊞

代表者氏名　　㊞

私は、下記の者を代理人と定め、「平成26年度 原子力災害対策本部における防災通信システムの保守」に関する競争入札に関し、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項

1．入札（見積）に関すること。

2．開札の立会に関すること。

記

代理人氏名

代理人使用印鑑　　㊞

平成　　年　　月　　日

契約担当職
独立行政法人原子力安全基盤機構　総務部長殿

所在地

商号又は名称　　㊞

代表者等氏名　　㊞

見　積　書

見積金額　　総価
¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　－　（税抜）

見積事項　　「平成26年度 原子力災害対策本部における防災通信システムの保守」に係る業務の契約条項等を承知の上、見積りいたします。

平成２６年度原子力災害対策本部における
防災通信システムの保守

引　合　仕　様　書

平成２６年２月

独立行政法人原子力安全基盤機構

緊急事態対策部

1. 契約件名

平成26年度原子力災害対策本部における防災通信システムの保守

2. 適用

(1)この仕様書は、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下、「機構」という。)が調達する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

(2)本仕様書に記載のない事項については、別紙の「一般仕様書」及び「技術仕様書」の規定によるものとする。

3. 調達の概要

平成24年度に原子力災害対策本部に整備した防災通信システムの保守契約を締結し、システムの点検を実施するとともに、障害対応を実施することである。

4. 実施項目

以下の項目を実施すること。なお実施内容は別紙2. 技術仕様書を参照すること。

(1)保守

①定期点検

②障害対応

(2)報告書の作成

＜概略作業工程＞

実施項目	平成26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)保守												
(2)報告書の作成												

5. 仕様

(1)一般仕様書　別紙1による。

(2)技術仕様書　別紙2による。

注)・一般仕様書と本仕様書の記載に重複がある場合は本仕様書に記載したところによること。

・技術仕様書と本仕様書の記載に重複がある場合は技術仕様書に記載したところによること。

6. 実施期間

自:平成26年4月1日

至:平成27年3月31日

7. 実施場所

原子力災害対策本部　東京都千代田区永田町2丁目3番

8. 実施責任者及び実施体制

(1)発注者側

実施責任者　独立行政法人原子力安全基盤機構　緊急事態対策部長

(2)受注者側

本作業を統括する実施責任者の役職、氏名を明示すること。

業務の実施体制を定め、実施体制図を提出すること。

9．品質保証

（1）成果物の品質確保の観点から、品質マネジメントシステム（ISO9001相当）等の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の品質管理に関する管理体制が確立されていることを示すため、運用中の社内規程または同等の資料を提示すること。

（2）品質管理に係る管理体制を実施体制図の中に示すこと。

（3）品質計画書

下記内容を記載した品質計画書を提出すること。

a. 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、充分な体制が構築されていること。

・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。

・実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。）。

b. 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

c. 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

d. 不適合管理

不適合発生時には、契約請求者に速やかに報告し、適切な管理方法が明確にされていること。

e. 文書管理（記録の管理を含む）

受注業務に対して使用する文書（記録を含む）の維持・管理について明確にされていること。

１０．貸与品

機構から受注者に以下の資料を提供する。

・システム承諾図

・各種設定情報

・取扱説明書

また本件を実施する上で上記資料以外に必要と機構が認める情報はその都度提供する。

11. 納入品、数量、納入場所及び保守期間

11. 1 納入品及び数量

平成26年度原子力災害対策本部における防災通信設備の保守 一式

11. 2 提出図書

受注者が機構の承認を受けるため、又は機構に報告するために提出する図書、書類の提出時期及び部数は、次のとおりとする。

	提出図書	部数	承認図書	提出時期
1	品質計画書	1	○	契約締結後速やかに
2	実施計画書 (実施工程表、実施体制図含む)	1	○	契約締結後速やかに
3	打合せ議事録 (口頭・メール等のやりとりは、後日の打合せ上で確認し、議事録に含める)	1	○	打合せ後、1週間以内
4	保守計画書	1	○	契約後2週間以内
5	障害記録台帳	1	－	平成27年3月31日
6	定期点検報告書	1	○	点検後2週間以内
7	報告書(1～6含む)	1	○	平成27年3月31日

11. 3 納入場所、保守期間

(1)納入場所

独立行政法人原子力安全基盤機構 東京都港区虎ノ門4－1－28

(2)保守期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

12. 情報セキュリテイの管理

情報セキュリテイについては、一般仕様書によることとする。ただし、１３項の（２）(b)、（６）、（７）、（８）及び（９）を除く。

13. 検収条件

納入品目及びその内容について、発注者側の実施責任者が指名した者が、本仕様書及び関係書類に基づき検査を行い、その結果を実施責任者が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって、検収とする。

以上

一 般 仕 様 書

1. 適用

(1) この仕様書は、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が調達する設備、あるいは調査、設計、試験その他の役務に関する一般仕様を規定するものである。

(2) この仕様書の記載内容は、一般的な共通事項を定めるものであり、調達の内容によっては、非該当となることがある。

(3) 引合仕様書及び技術仕様書に記載した事項と重複する事項については、引合仕様書及び技術仕様書に記載したところによる。

(4) 引合仕様書は、契約締結時において契約仕様書として作成する。この一般仕様書において「引合仕様書」とあるところは、契約後にあっては、「契約仕様書」と読み替えて適用される。

2. 受注者の義務

受注者は、「建設業法」、「特許法」、「職業安定法」、「労働基準法」、「労働安全衛生法」及び「日本工業規格」等業務に関係する法規（条例を含む）を遵守し、この「一般仕様書」及び「技術仕様書」並びに機構の指示に従い、信義誠実を旨とし、業務を完了させなければならない。

また、受注者は、当該契約の履行に関する一切の責任を負うものとする。

3. 知的財産権

受注者は、業務の実施に当たり第三者の所有する知的財産権を使用する場合、受注者の責任と負担において必要な権利を取得するものとして、万一第三者から異議求償等の申出があったときは、受注者の責任と負担において解決し、機構に迷惑をかけないものとする。

4. 機密の保持

受注者は、業務の実施に当たり知り得た一切の事項を、業務の実施期間満了後においても、第三者に公表若しくは漏えいしてはならない。

5. 関係書類の提出

受注者は以下の(1)～(3)の事項を厳守し、引合仕様書に定める図書を提出期日までに提出しなければならない。ただし、受注者のノウハウに関するものは除外する。

(1) 図面

図面は内容が十分に把握できるものとし、疑問の余地のない正確なものでなければならない。

(2) 写真、画像

試験体等製作及び試験状況等が良く把握できるものとする。

写真は、各製作工程についてもその状況が良く把握できるように記録したものとする。

(3) 官庁提出書類

仕様書で定める業務に伴い、監督官庁への申請、届出などの手続及び官庁検査を要するものについては、受注者の負担において機構の当該業務を代行するものとする。

6. 図書等の承認

機構は、設計等の承認については、その可否の決定を受理後2週間以内に行うものとし、2週間経過後は、承認があったものとして差し支えない。

承認を受けないで製作、据付け等に着手し、機構から変更を指示された場合は、受注者の負担で製作、据え付けし直さなければならない。

7. 提出書類の変更手続

機構が承認した提出図書、工程等の記載内容について、変更しなければならない必要が生じた場合には、受注者は、遅滞なくその旨を書面により届け出て、機構の承認を得なければならない。

未承認のまま進められた作業について、機構が変更を指示した場合には、受注者の自己負担において変更しなければならない。

8. 製作・据付け・試験等の立会い

受注者は、製作・据付け・試験等において機構が必要と認める項目について、原則として機構の職員又は機構の指定した者の立会いの上で実施し、機構によって承認された基準に合格しなければならない。

なお、比較的軽易なものについては、機構の判断により立会いを省略することがある。

9. 実施期間の確保

受注者は、機構の承認を受けた工程に従い、業務を実施するものとし、実施期間を厳守しなければならない。

10. 安全管理の確保

受注者は、業務の実施に当たり、「労働安全衛生法」など安全に関する諸法規（条例を含む）を遵守し、労働災害の絶無に努めなければならない。

業務実施上発生した災害については、すべて受注者が自己の責任と負担で処理するものとする。

11. 管理体制の確立

受注者は、業務の実施に当たり、業務の規模及び内容に応じた管理体制を確立しなければならない。

機構は、受注者の業務の実施において、品質管理に疑義が生じた場合は、受注者側実施責任者と協議のうえ、立入による品質管理に係る実施状況の監査を実施することができる。

また、その結果によっては改善策を求めることができる。

12. 受注後の履行要領

(1) 受注後の連絡

受注決定後、受注者は終始機構と密接な連絡を保ち、慎重かつ迅速に契約の履行に当たるとともに、機構からの照会事項に対しては、速やかに正確な回答を行わなければならない。

(2) 仕様書の解釈及び疑義の解明

受注決定後、一般仕様書及び技術仕様書記載事項に疑義が生じた場合は、双方協議して定めるものとする。

(3) 打合せ等の記録の作成及び保管

機構との打合せ、協議、機構からの照会事項及び指示（口頭・メールを含む。）については、議事メモを作成し、署名又は押印により双方で確認した上で、記録として保管しなければならない。

13. 情報セキュリティに係る事項

(1) 適用

情報セキュリティに係る事項は、調達する役務が次に該当する場合に適用する。

・情報の加工・処理等に係る調達
・情報システムの構築等に係る調達
・情報システムの運用・保守・点検に係る調達

この事項について、部分的に適用する場合は、引合仕様書によって明記される。

受注者が調達する役務の一部について下請させ、その下請の範囲が上記に該当する場合、受注者の責任において、この事項を遵守させなければならない。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

(a) 受注者側実施責任者は、業務実施に際し、情報セキュリティを確保するため以下に掲げる事項を整備し、実施体制図に記載して発注者側実施責任者へ提出する。

① 情報セキュリティを確保するための組織体制
② 情報セキュリティの確保に関する責任者
③ 当該業務における緊急時の連絡体制及び連絡方法

(b) 受注者側実施責任者は、機構における情報セキュリティ規程及び関連要領等を遵守するため、当該業務を担当するすべての者へセキュリティ教育を実施し、名簿並びに実施記録を作成して発注者側実施責任者へ提出する。

(c) 下請がある場合、(a)及び(b)に含めること。

(3) 取り扱う機構の情報資産の秘密保持等

(a) 受注者側実施責任者は、業務の実施に当たって、取り扱う機構の情報資産における秘密保持のため、以下に掲げる事項を受注者側関係者に遵守させる。

① 取り扱う機構の情報資産は当該業務実施の目的にのみ使用し、これ以外の目的に使用してはならない。

② 取り扱う機構の情報資産は当該業務を担当する者のみが使用し、これ以外の者が使用してはならない。

③ 取り扱う機構の情報資産を当該業務の実施場所から持ち出してはならない。

④ 取り扱う機構の情報資産を発注者側実施責任者の許可なく複製してはならない。

⑤ 取り扱う機構の情報資産は、当該業務の終了時に発注者側実施責任者の指示に従い、機構へ返却するか、若しくは復元が不可能な状態で消去するか、又は物理的な破壊により確実に廃棄しなければならない。

(b) 受注者側実施責任者は、取り扱う機構の情報資産に係る管理状況を、借用物品管理簿として記載のうえ、その写しを発注者側実施責任者の求めに応じて及び納品時に提出する。借用物品管理簿は、次の内容を含むものであればよい。

物品ごとに入手日、品名、内容、管理者、形態
返却・廃棄の実施日、実施者、確認者

(4) 請け負わせる業務以外の情報資産の保全

発注する役務の内容が機構の所管する情報あるいは情報システムに接触するものである場合、受注者側実施責任者は、受注業務に必要な範囲を超えて、機構の情報あるいは情報システムに受注者側関係者がアクセスしないようにする。

また、業務で取り扱う情報及び情報システムの保全に努める。

(5) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

(a) 受注者側実施責任者は、業務の実施において情報セキュリティが侵害された場合、以下に掲げる対応を実施し、発注者側実施責任者へ報告する。

① (2)(a)③で定めた緊急連絡体制及び緊急連絡方法により、状況を直ちに機構へ報告する。

② 侵害により、すぐに対策を講じなければ被害が拡大する恐れ(不正プログラムの感染等)のある場合には、報告のみならず発注者側実施責任者の指示に従い緊急対策を実施し、経過を随時報告する。

③ 急を要しない状態であっても、経過を随時報告する。

④ 原因の究明と具体的な再発防止策を報告する。

⑤ 再発防止策については、発注者側実施責任者の承認を得た後、速やかに実施する。

なお、情報セキュリティが侵害された場合とは、以下に掲げる内容をいう。

＊ (3)(a)の①～⑤における事項が遵守されなかった場合

＊ 不正アクセス又は不正プログラムにより機構の情報資産が改ざんされた場合、若しくは外部に漏えいした場合

(b) 受注者側実施責任者は、前述の全ての報告について納品物に含める。

(6) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

受注者側実施責任者は、情報セキュリティ対策の履行状況について、以下に掲げる内容を定期的に、また、求めに応じて発注者側実施責任者に報告する。

＊ 情報セキュリティ確保のための体制に変更があった場合
＊ 当該受注作業で使用する機構の情報資産の取り扱い状況
＊ 情報セキュリティが侵害された場合の対処状況

(7) 情報セキュリティ監査の実施

受注者側実施責任者は、業務の実施において万一疑義が発生した場合には、発注者側実施責任者と協議のうえ、受注者側の負担で情報セキュリティ監査の実施を受け入れる。

(8) 情報セキュリティ対策の履行状況が不十分であると思われる場合の対処

受注者側実施責任者は、情報セキュリティ対策の履行状況の確認結果、又は情報セキュリティ監査の結果により是正措置が必要と認められた場合においては、発注者側実施責任者と受注者側実施責任者の協議により措置内容を決定し、受注者側実施責任者はこれを的確に実施して、結果を報告する。

(9) 受注作業に係る確認書の提出

受注者側実施責任者は、以下に掲げる事項を記載した確認書を発注者側実施責任者に提出する。再請負する場合には再請負先も含めること。

① 情報セキュリティ管理体制の詳細

実務担当者を含めた情報セキュリティ管理体制詳細(役割、担当内容、情報セキュリティ関連資格、等)を記載する。

② 機構の情報資産管理方法詳細

使用する機構の情報資産に係る具体的な管理方法の詳細(当該業務を行う者以外の者に当該情報にアクセスをさせないための施策、及び当該業務を行う者が目的外に当該情報を使用しないための施策、等)を記載する。

③ 情報システムの情報セキュリティ対策詳細

機構の情報資産を取り扱う情報システムにおける情報セキュリティ対策の詳細を記載する。

なお、情報システムにおける情報セキュリティ対策については、発注者側実施責任者と受注者側実施責任者の協議により合意した内容とする。

以上

別紙２

平成２６年度原子力災害対策本部における
防災通信システムの保守

技　術　仕　様　書

平成２６年２月

独立行政法人原子力安全基盤機構
緊急事態対策部

1. 契約件名

平成26年度原子力災害対策本部における防災通信システムの保守

2. 適用

この仕様書は、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」とする。）が調達する上記の件名に関する技術仕様を規定するものである。

3. 実施内容

(1)保守

①保守の対象は平成24年度に調達した表1に示す機器とする。

②受注者は、保守に関する体制、実施方法等を示した保守計画書を提出し、発注者の承認を得ること。なお、各システムの保守に際しては、原則として予防保全を基本とすること。保守体制については、発注者からの連絡窓口が一元化されていること。

③保守の契約期間中において、各システムが要求する機能・性能を維持するための「定期点検」及び「障害対応」を実施すること。

1)定期点検

①定期点検は、平成27年の3月末までに1度実施し、動作試験、機器の清掃、調整、劣化部品の交換等を行い、システムの機能を十分に発揮できる状態を保つこと。

②経年劣化等による危険・傷害を未然に防止すること。

③定期点検が完了した場合、その結果については結果を報告するとともに、定期点検報告書を提出すること。

④点検の実施日時は、事前に発注者の承認を得ること。

2)障害対応

①機器の障害発生時には、機構内に設置する緊急時ネットワーク監視センターからの障害通知により、迅速に障害発生現場に駆けつけ、障害復旧を行うこと。
なお、障害復旧は、原則として、遅くとも翌日（ただし、土曜、日曜、祝祭日及び機構の休業日を除く）の17時までに完了させること。故障状況により完了しない場合は、直ちに機構に連絡し、指示を仰ぐこと。

②障害通知の受付、電話等による技術サポート及び障害復旧作業は、9時～17時（ただし、土曜、日曜、祝祭日及び機構の休業日を除く）までの間を原則とする。ただし、緊急を要する場合の障害復旧作業はこの限りではない。緊急の障害復旧作業に対しては、別途清算するものとする。

③障害発生現場へ駆けつけた後、障害内容、障害復旧方法、機能回復予定時刻等を緊急時ネットワーク監視センターに連絡すること。機能が回復した時は、機能回復の連絡を行うこと。

④機能回復後、障害の原因の分析に努め、判明した障害原因及び将来の対応策について、文書にて発注者に報告すること。

⑤障害の履歴及び現在の機器の状況が把握できるよう、障害記録台帳等を作成し、報告書として提出すること。

⑥故障時のハードディスク交換時等には、受注者の責任において、専用ソフトウェアによる消去又は破砕によりハードディスク装置等の情報は読み取れないようにすること。

⑦障害対応の際に、施設及び他の機械等に損壊を生じさせた場合は、受注者の責任において、これを補償すること。

⑧機器に障害等が発生し、点検修理のために原子力災害対策本部の外に持出す場合は、別途提示の様式に従って、修理品預り書を機構に提出するとともに、必要に応じて代替品を持ち込むなどして、原子力災害対策本部の運営に極力支障を来たさないようにすること。

(2)報告書の作成

引合仕様書に記載の提出図書を指定した期日までに提出すること。

これらの提出図書は、電子媒体(PDF、MS-word2010、EXCEL2010、PowerPoint2010)いずれかのファイル形式)でも提出すること。また、全ての提出図書については、機構の承諾を得ること。

表1:保守対象機器

項番	品名	数量	備考
1	電話端末	15台	
2	IP-FAX	1台	
3	複合機	2台	
4	ノートPC	30台	専用系　9台 一般系　21台
5	タブレットPC	10台	DVD-ROMドライブ(外付け)1個含む
6	ファイルサーバー	1式	無停電電源装置(UPS)含む
7	LAN設備	1式	レイヤースイッチⅠ型(3個) フロアースイッチHUB(1個) 無線LANアクセスポイント(2個)
8	PC-TV会議用サーバー	1式	

内訳

項番	品名	数量	備考	名称	備考
1	電話端末	15台		FC838B2	
2	IP-FAX	1台		MFX-2870	
3	複合機	2台		imagio MPC5002SPF	
4	ノートPC	30台	専用系　9台	PC-VK25MDZCD	
			一般系　21台	PC-VK25MDZCD	
5	タブレットPC	10台	DVD-ROMドライブ(外付け)1個含む	PC-VK12EZCCE	DVD -ROMドライブ(PC-N-C7ZUDE)
6	ファイルサーバー	1式	無停電電源装置(UPS)含む	NF8100-192	
7	LAN設備	1式	レイヤースイッチⅠ型(3個)	IP8800/SS1240-24P2C	
			フロアースイッチHUB(1個)	QX-S2108	
			無線LANアクセスポイント(2個)	WARP-AG300N	
8	PC-TV会議用サーバー	1式		VOCS5730	データセンター設置

以上

入札適合条件

件名：平成２６年度原子力災害対策本部における防災通信システムの保守

本業務の役務請負先としては、以下の条件を満たすことが不可欠である。

１．平成２５・２６・２７年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
２．本保守が確実に行えることを示すために類似した保守の実績を示すこと。
３．障害が発生した時に、迅速に対応できる障害発生時連絡窓口、対応体制、対応部署名等を記載した実施体制図を提出すること。（品質保証に関する体制図含む）
４．成果物の品質確保の観点から、品質マネジメントシステム（ISO9001 相当）等の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の品質管理に関する管理体制が確立されていることを示すため、下記の内容が記載された運用中の社内規程または同等の資料を提示すること。
（１）品質管理体制
（２）品質管理の具体的な方策
（３）担当者の技術能力
（４）不適合管理
（５）文書管理
５．情報セキュリティを確保する観点から、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得していること。
取得していない場合は、認証相当の情報セキュリティに関する管理体制が確立されていることを示すため、運用中の社内規程を提示すること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記 1～5 の条件をみたすことを証明するために、別紙様式１及び２の適合証明書を各項目の内容を確認できる書類等を添付した上で、独立行政法人原子力安全基盤機構緊急事態対策部防災システムグループに提出し、独立行政法人原子力安全基盤機構緊急事態対策部防災システムグループが行う適合審査に合格する必要がある。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、平成２６年２月２７日(木)１２時までに文書または電子メールで、独立行政法人原子力安全基盤機構緊急事態対策部防災システムグループに提出すること。

資料提出先及び照会先住所：〒105-0001　東京都港区虎ノ門４－１－２８
独立行政法人原子力安全基盤機構
緊急事態対策部　防災システムグループ
中村　郁（担当）
電　話：　０３－４５１１－１６１２
ＦＡＸ：　０３－４５１１－１６９８
Email ：　nakamura-kaoru@jnes.go.jp

提出資料
適合証明書様式（様式１、２）　　正１部、副１部

様式１

参加意思表明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人原子力安全基盤機構　緊急事態対策部長　殿

所　在　地

商号又は名称　　㊞

代表者氏名　　㊞

平成２６年２月１３日付け公募公告「平成２６年度原子力災害対策本部における防災通信システムの保守」に係わる公募に参加します。

つきましては、参加するための条件を満たしていることを証明するために、適合証明書を添付します。

なお、契約締結に至った場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、貴機構・緊急事態対策部長の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

様式２

適合証明書

件名：平成２６年度原子力災害対策本部における防災通信システムの保守

条　件	回答 （○or×）
１．平成２５・２６・２７年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。 格付け＿＿＿＿＿＿＿＿（格付けを記入し証明書コピーを提出すること。）	
２．本保守が確実に行えることを示すために類似した保守の実績を示すこと。	
３．障害が発生した時に、迅速に対応できる障害発生時連絡窓口、対応体制、対応部署名等を記載した実施体制図を提出すること。 （品質保証に関する体制図を含む）	
４．成果物の品質確保の観点から、品質マネジメントシステム（ISO9001 相当）等の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の品質管理に関する管理体制が確立されていることを示すため、下記の内容が記載された運用中の社内規程または同等の資料を提示すること。 （１）品質管理体制　　（５）文書管理 （２）品質管理の具体的な方策 （３）担当者の技術能力 （４）不適合管理	
５．情報セキュリティを確保する観点から、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得していること。 取得していない場合は、認証相当の情報セキュリティに関する管理体制が確立されていることを示すため、運用中の社内規程を提示すること。	

注）回答欄の記載事項○×について、客観的に証明できる資料を添付すること。

適合証明に対する連絡先

所在地　　：
所　属　　：
担当者名　　：
Ｅメールアドレス：
電話番号　　：
ＦＡＸ番号　　：